

らせ、横浜連絡調整事務局は、規模を縮小いたしまして、第八軍司令部との連絡に当らることとしたのであります。

以上が十二條、十四條、十七條の関係でございまして、この附則につきましては、施行期日及び構成の改革に伴う関係法令の改廃を規定した次第でございます。

○三好始君 数点について順次お尋ねいたしたいと思いますが、先ず第一番に、在外公館等借入金整理準備審査会は、これは今回新たに設けられるといふことでなくして、すでに昨年の十二月以来設置されているということでありますが、これを今回外務省設置法の中で確認したようなものでないかと思ひます。ただ審査会を設けることだけを規定して、審査会がどういう組織、所掌事務を持つていてかについて

は、全然規定がないのです。こらいう行政機関だけを設けて、全然組織、所掌事務などについて規定がないという立場の方は、他に私記憶がないのです。たゞ仕方をとられるのか、御説明を承わりたいと思うのであります。

○政府委員(島津久大君) 在外公館等借入金整理準備審査会法の第二條に、只今お話をのように、「借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に在外公館等借入金整理準備審査会を置く。」その内容につきましては、政令に譲りまして、昭和二十四年十二月二十日、政令第三百九十一号、在外公館等借入金整理準備審査会法施行令といふことで仕事の内を規定している次第でござります。

○三好始君

そういたしますと、他の法律、政令に規定があるというので、ここに何ら規定がなされなかつたといふことです。

以上が十二條、十四條、十七條の関係でございまして、この附則につきましては、施行期日及び構成の改革に伴う関係法令の改廃を規定した次第でござります。

○三好始君 数点について順次お尋ねいたしたいと思いますが、先ず第一番に、在外公館等借入金整理準備審査会は、これは今回新たに設けられるといふことでなくして、すでに昨年の十二月以来設置されているということでありますが、これを今回外務省設置法の中で確認したようなものでないかと思ひます。ただ審査会を設けることだけを規定して、審査会がどういう組織、所掌事務を持つていてかについて

は、全然規定がないのです。こらいう行政機関だけを設けて、全然組織、所掌事務などについて規定がないといふ立場の方は、他に私記憶がないのです。たゞ仕方をとられるのか、御説明を承わりたいと思うのであります。

○政府委員(島津久大君) 只今の御質問は、別に法律があつても、外務省設置法の方に何かそれとつながりを規定して置かない變じやないかという御質問と想います。

○三好始君

さようございます。

○政府委員(島津久大君) その点は必要であります。この附則によれば、外務省設置法が先にできておる金整理準備審査会法が後に置かれて、それに具体的なことを全部規定してあるので、関連を謳わなくても、両方とも関連してるので、別につながりを付ける規定は設けませんでも、実際上の支障はないと言えます。

○三好始君

かと、そういうことを、つまり形式的な立場からお尋ねいたしました。

次に、設置法と切離して單独に作つたと

と、いうところに一つの問題があるのです。されなかつた問題ですか。されなかつたが、実質的に申しますと、こういう行

政機関の設置に関連する法律を作ると

されなかつた問題ですか。されなかつたが、横浜連絡調整事務局は、第八軍司

法立案時予想されなかつたが、横浜連絡調整事務局は、第八軍司

が、横浜連絡調整事務局は、第八軍司

と想つて、こういふ法案を出したといふ御説明であります。それで、それ以上のこととは申上げないことにいたしました。

○三好始君 さういたしました。

が、第十七條の改正についてなんですが、横浜連絡調整事務局は、第八軍司

が、横浜連絡調整事務局は、第八軍司

○三好始君

私がお尋ねいたしたいの連絡調整事務局で行う予定の事務を合

せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけですが、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになりますが、これを関東連絡調整事務局は、他の連絡調整事務局とどう

連絡を持つことになりますか、お尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(島津久大君) 設置法當時には予想をしていなかつた事項でござります。

○三好始君 そういたしますと、設置

法立案、或いは制定後にこういもの必要になつて來たので、設置法改正

の手続でなしに単独の法律として制定するに至つた、こういふわけでありますか。

○政府委員(島津久大君) 以今御解釈の通りであります。

○三好始君 そうしますと本来なら

ば、外務省設置法を改正して、在外公

館等借入金整理準備審査会を設けるの

が正しい行き方であつたのを、便宜の措置をとられたというふうに解釈する

のであります。すなはち、この機関を、

改定案の一つの内容になつておるのであります。私はそういう時期の前後

身の中にも、審査会は、別に定める審

査会法によるとかいう規定をやはり挿入した方がいいのじやないか、こういふ感じがするのであります。それに仕事が相当まだござります。第一の御質問に関しましては、

○三好始君

たのであります。

○三好始君 私がお尋ねいたしたいの連絡調整事務局で行う予定の事務を合

せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけですが、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになりますが、これを関東連絡調整事務局は、他の連絡調整事務局とやらないものかということ

が二つに割れて新たに一つ増したことになりますが、これを関東連絡調整事務局は、他の連絡調整事務局とやらないものかと

いうことになります。

○政府委員(島津久大君) 只今御質問の点は、地理的の事情によるのでござります。

○三好始君 そういたしますと、設置

法立案、或いは制定後にこういもの必要になつて來たので、設置法改正

の手続でなしに単独の法律として制定するに至つた、こういふわけでありますか。

○政府委員(島津久大君) 以今御解釈の通りであります。

○三好始君 そうしますと本来なら

ば、外務省設置法を改正して、在外公

館等借入金整理準備審査会を設けるの

が正しい行き方であつたのを、便宜の措置をとられたというふうに解釈する

のであります。すなはち、この機関を、

改定案の一つの内容になつておるのであります。私はそういう時期の前後

身の中にも、審査会は、別に定める審

査会法によるとかいう規定をやはり挿入した方がいいのじやないか、こういふ感じがするのであります。それに仕事が相当まだござります。第一の御質問に関しましては、

○三好始君

たのであります。

○三好始君 私がお尋ねいたしたいの連絡調整事務局で行う予定の事務を合

せて行なつて行くことができないかどうか。従来は一つで双方のことをやつておつたわけですが、今度これが二つに割れて新たに一つ増したことになりますが、これを関東連絡調整事務局は、他の連絡調整事務局とやらないものかと

いうことになります。

○政府委員(島津久大君) 以今御解釈の通りであります。

○三好始君 そういたしますと、設置

法立案、或いは制定後にこういもの必要になつて來たので、設置法改正

の手續でなしに単独の法律として制定するに至つた、こういふわけでありますか。

○政府委員(島津久大君) 以今御解釈の通りであります。

○三好始君 そうしますと本来なら

ば、外務省設置法を改正して、在外公

館等借入金整理準備審査会を設けるの

が正しい行き方であつたのを、便宜の措置をとられたというふうに解釈する

のであります。すなはち、この機関を、

改定案の一つの内容になつておるのであります。私はそういう時期の前後

身の中にも、審査会は、別に定める審

査会法によるとかいう規定をやはり挿入した方がいいのじやないか、こういふ感じがするのであります。それに仕事が相当まだござります。第一の御質問に関しましては、

す。これらの点は国務等によつて相当に取締り又は逮捕しております。

○委員長(河井源八君) 律算議ないと
思ひます。

反対に関する請願(第77号)

て地方庁がこの監理行政を分担すると
鐵道と自動車の監督が分離してたま

ら、県下林業の中心地である郡山市に
管林局を新設し、管轄区域を適当に定

配せられたいとの請願。

第一八六号 昭和二十四年十一月十
四日受理

恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 大分県速見郡八坂村大字日野二、一二七 岩尾卓三外三千七百十九

名

政府は官公署関係労働者を整理したま
ま失業対策は全く等間に附され、しか
も整理後四箇月を経過しているにもか
かわらず当然支拂われるべき恩給一時
金が未だに支拂われていないから、恩
給一時金を即時支拂わたいとの請
願。

第三回国会において、恩給法臨時特例
が改正されて、恩給の増額が実現され
たが、困窮の度を加えている恩給受給
者の生活を保障するため、国家公務員
に対する賃金ベース更改の都度、現受
給者の仮定はう給年額もこれと並行し
て更改する法的処置をとられるところ
に、また、恩給額の不均衡を是正さ
れて、受給者の生活維持に必要な所得
を給與されるよう処置せられたいとの
請願。

第一九八号 昭和二十四年十一月十
五日受理

恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 中山 喜彦君

名

恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 宮崎市清水町六〇中島矩英外三千百四十八

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 千葉 信君

名

日本再建のため電通、郵政事業に從
事する者は日夜奮闘しているのである
が、これはまさに時に時宜を得た策であ
るからすみやかに実限を図られたいと
の陳情。

紹介議員 幸田 喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

阪電報局内全通信労働組合連合会北海道支部内 柳原 啓量外二名

日本再建のため電通、郵政事業に從
事する者は日夜奮闘しているのである
が、これはまさに時に時宜を得た策であ
るからすみやかに実限を図られたいと
の陳情。

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 千葉 信君

名

日本再建のため電通、郵政事業に從
事する者は日夜奮闘しているのである
が、これはまさに時に時宜を得た策であ
るからすみやかに実限を図られたいと
の陳情。

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 千葉 信君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

紹介議員 細川 嘉六君 板野

名

紹介議員 竹下 豊次君 水久保
喜作君

名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じで
ある。

請願者 板野 勝次君 細川 嘉六君 中野 重治君

再び運輸省陸運局分室が地方庁に移

一、郵便電話局の人員増加
一、恩給法臨時特例改正に関する請
願(第三二九号)
一、運輸省陸運局分室の地方庁移譲
一、郵便電話局の人員増加
一、恩給法臨時特例改正に関する請
願(第三三〇号)
一、郵便電話局の人員増加
一、恩給法臨時特例改正に関する請
願(第三三一號)
一、郵便電話局の人員増加

紹介議員 玉置吉之丞君

第一回会議第一号 昭和二十五年二月一日 【參議院】

讓される由であるが、交通行政は鉄道、船舶および自動車等相互に連絡し、中央地方を通じて一元的に運営せらるべきものである。しかして地方官移譲はその一貫性を失い、本来の機能發揮に支障が多く、一方事業經營について地方政府がこの監理行政を分担すると鉄道と自動車監督が分離して、輸送の混亂をきたし、この事業の発達を阻害する虞があるから陸運局分室を現在のまま存置せられたいとの請願。

第三四二号 昭和二十四年十二月二日受理
郵便通送業務の一元化に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市竹園町三
三 葉山健助外二十名
紹介議員 千葉 信君

現在の複雑多岐にわたる郵便通送業務を一貫して通送業務の簡素化、能率化経費の節減、定員の合理化（公衆サービスの向上等を図るために通送局（仮称）のこときものを郵政省に独立設置し、この下に全国十四鉄道郵便局を連結した機構を樹立し、郵便通送業務の元化を図らねたいとの請願。

第三四三号 昭和二十四年十二月二日受理
郵便局、電報電話局の人員増加に関する請願
請願者 和歌山市電話局内全通
本部内 茂野浩外三百四十九名
紹介議員 中西 功君

郵便局、電報電話局の人員増加に関する請願
請願者 信労働組合和歌山地区

勤務の状態であつて、特定局においては週休制さえ実施されず、生理休暇もなく、加えて保険の強制募集、お年玉つきはがきの強制割当等労働強化のため、健康状態はいちじるしく低下している等深刻な実状にあるから郵便局、電報電話局の人員増加を実施せられたとの請願。

第三四六号 昭和二十四年十二月二日受理
恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 大分県西國東郡田原村
大字小野八四九 安藤
貞雄外三千七百十二名
紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三四七号 昭和二十四年十二月二日受理
氣象官署拡充に関する請願
請願者 東京都千代田区大手町
一ノ七 全気象労働組合内
太田敏夫
中野 細川嘉六君

第三回国会において、恩給法臨時特例が改正されて、恩給の増額が実現されたが、困難の度を加えている恩給受給者の生活を保障するため、國家公務員に対する賃金ベアス更改の都度、現受給者の仮ほう給年額もこれと並行して更改する法的処置をとるとともに、また、恩給額の不均衡を是正されて、受給者の生活維持に必要な所得を給與されるよう処置せられたいとの陳情。

第三四八号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三四九号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五〇号 昭和二十四年十二月二日受理
恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 大阪府南河内郡疊井寺
町御陵西 小泉秀外二十九名
紹介議員 左藤 義謙君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

審査会に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條の二を削る。

「東北連絡調整 仙台市」を

「東北連絡調整 仙台市」を

に改める。

農林省資材調査事務所の廃止、（三）労働保護行政の地方委員会につき適切な処置をとられたいとの陳情。

農林省資材調査事務所の廃止、（三）労

働保護行政の地方委員会につき適切な

処置をとられたいとの陳情。

に改める。

農林省資材調査事務所の廃止、（三）労

働保護行政の地方委員会につき適切な

処置をとられたいとの陳情。

に改める。

第三五一号 昭和二十四年十二月二日受理
郵便通送業務の一元化に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市竹園町三
三 葉山健助外二十名
紹介議員 千葉 信君

現在の複雑多岐にわたる郵便通送業務を一貫して通送業務の簡素化、能率化経費の節減、定員の合理化（公衆サービスの向上等を図るために通送局（仮称）のこときものを郵政省に独立設置し、この下に全国十四鉄道郵便局を連結した機構を樹立し、郵便通送業務の一元化を図らねたいとの請願。

第三五二号 昭和二十四年十二月二日受理
恩給法臨時特例改正に関する請願
請願者 大分県西國東郡田原村
大字小野八四九 安藤
貞雄外三千七百十二名
紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第三五三号 昭和二十四年十二月二日受理
陳情者 兵庫県川辺郡中谷村内馬
場 野藤謙夫外十三名
陳情者 兵庫県川辺郡中谷村内馬
場 野藤謙夫外十三名
第三回国会において、恩給法臨時特例が改正されて、恩給の増額が実現されたが、困難の度を加えている恩給受給者が生活を保障するため、國家公務員に対する賃金ベアス更改の都度、現受給者の仮ほう給年額もこれと並行して更改する法的処置をとるとともに、また、恩給額の不均衡を是正されて、受給者の生活維持に必要な所得を給與されるよう処置せられたいとの陳情。

第三五四号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五五号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五六号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五七号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五八号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。

第三五九号 昭和二十四年十二月二日受理
法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のようによつて改正する。